文教福祉委員会

令和7年7月 28 日

1　報告事項

【子ども部】

（1）千代田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係る補助内容の拡充について　【資料】

（2）千代田区障害児医療ステイ（レスパイト入院）事業について　【資料】

【保健福祉部】

（1）高齢者等住み替え相談支援業務の委託について　【資料】

（2）（仮称）神田錦町三丁目施設整備について　【資料】

（3）高齢者食事支援サービスの食事提供停止に伴う対応について　【資料】

（4）千代田区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について　【資料】

2　その他

文教福祉委員会　委員・理事者名簿

令和７年７月28日現在

１　委　　員

		（会　派　名）
委員長	池　田　とものり	（千代田区議会 自由民主党）
副委員長	えごし　雄　一	（公　明　党　議　員　団）
委　員	西　岡　めぐみ	（千代田区議会 自由民主党）
委　員	小枝　すみ子	（ち　よ　だ　の　声）
委　員	牛尾 こうじろう	（日　本　共　産　党）
委　員	白　川　　司	（千代田区議会自由民主党議員団）
委　員	ふかみ　貴子	（次世代・都民ファースト・立憲の会）
委　員	おのでら　亮	（次世代・都民ファースト・立憲の会）

２　理　事　者　［○は常時出席理事者、★は異動者］

（1）子ども部　（　10名　）　（　内線　）

○子　ど　も　部　長	オガワ　ケンタロウ 小川　賢太郎	（　7075　）
○教　育　担　当　部　長	オオ　モリ　ミキ　オ 大　森　幹　夫	（　7377　）
○参事（連絡調整担当） 子ども総務課長 事務取扱 教育政策担当課長　事務取扱	カ　トウ　ノブ　アキ 加　藤　伸　昭	（　7076　）
副参事（特命担当）　★ 九段中等教育学校経営企画室長 兼務	オオ　ツカ　リュウ　ジ 大　塚　立　志	（　63100　）
子ども支援課長★	オオ　マツ　ユウイチロウ 大　松　雄一郎	（　7107　）
子育て推進課長★	ヤマ　ザキ　タカシ 山　﨑　崇	（　7165　）
児童・家庭支援センター所長★	ミヤ　ハラ　トモ　キ 宮　原　智　紀	（　462621　）
子ども施設課長	カワ　サキ　タカ　アキ 川　崎　廷　晃	（　7305　）
学　務　課　長	シ　ミズ　ナオ　コ 清　水　直　子	（　7333　）
指　導　課　長	ウエ　ハラ　フミ　ヒト 上　原　史　士	（　7378　）

文教福祉委員会　委員・理事者名簿

令和７年７月28日現在

（２）保健福祉部　（　12名　）　（　内線　）

○	保健福祉部長	シミズ アキラ 清水　章	（　3206　）
○	地域保健担当部長 千代田保健所長 兼務	タカギ アキコ 高木　明子	（　56200　）
	参事（連絡調整担当） 地域保健課長 事務取扱 ★	キクチ ヒロミツ 菊池　洋光	（　56201　）
	参事（連絡調整担当） 在宅支援課長 事務取扱	タツシマ ケン 辰島　健	（　57210　）
	参事（連絡調整担当） 健康推進課長 事務取扱 ★	ウエダ ナオコ 上田　直子	（　56500　）
○	福祉総務課長 ★ 福祉政策担当課長　兼務	オカ ユウキ 岡　勇輝	（　3207　）
	生活支援課長 ★	マエハタ アヤカ 前畠　彩香	（　3406　）
	障害者福祉課長	オガタ ナオミ 緒方　直美	（　3490　）
	高齢介護課長 ★	コメ フミオ 小目　文雄	（　3526　）
	保険年金課長 ★	コアセ ヒロミチ 小阿瀬　広道	（　3593　）
	生活衛生課長	イチカワ ケンスケ 市川　健介	（　60600　）
	保健サービス課長	チノ シュン 千野　俊	（　56600　）

担当議事：細倉　岳（議事：3313、個人：3315）

教育委員会資料1
令和7年7月 28日

千代田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係る補助内容の拡充について

1 概要

ベビーシッター利用支援事業は、一時的に保育が必要となった保護者がベビーシッターを利用した際に支払った利用料について、区がその費用の一部を補助するものである。東京都から補助率 10/10 で補助金の交付を受けているが、今般、東京都が補助要綱を改正し、補助対象者や補助対象となる利用時間が拡充された。区では都の改正内容に加え、区独自に補助内容を拡充する。

① 令和6年度までの都補助内容及び区独自拡充内容

	令和6年度 補助内容	
	東京都補助内容	区独自拡充内容
対象年齢	未就学児まで	未成年の障害児がいる世帯は小学3年生まで
1人あたり利用時間	年144時間 多胎児の場合は年288時間	未成年の障害児がいる世帯は年216時間
補助額	午前7時～午後10時 1時間2,500円 上記以外の時間 1時間3,500円	

※障害児とする対象は障害者手帳の所持者

② 改正後の都補助内容及び区独自拡充内容

	改正後の補助内容	
	東京都補助内容	区独自拡充内容
対象年齢	未就学児まで 障害児の場合は小学6年生まで	多胎児、ひとり親家庭、未成年の障害児がいる世帯は小学6年生まで
1人あたり利用時間	年144時間 多胎児、障害児、ひとり親家庭の場合は年288時間	未成年の障害児がいる世帯は年288時間
補助額	変更なし	

※障害児とする対象は障害者手帳の所持者及び療育等への通所受給者証の所持者

2　東京都補助要綱の拡充内容

⑴　対象年齢

利用児童が障害児の場合は、対象年齢を小学6年生まで引き上げる。

⑵　1人あたり利用時間

利用児童が障害児の場合及び世帯がひとり親家庭の場合は、児童1人あたりの利用時間を年288 時間まで拡大する。

3　事業実績

	利用児童数（人）	利用時間（時間）	補助額（円）	補助額増加割合（倍）
令和４年度	371	21,983	48,006,001	
令和５年度	508	33,359	75,205,197	1.6
令和６年度	586	40,902	94,837,465	1.3

※補助額増加割合は前年度比の増加倍率

4　施行年月日及び適用年月日

改正要綱の決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

5　今後のスケジュール（予定）

広報等での周知　　令和7年8月5日

教育委員会資料２
令和７年７月28日

千代田区障害児医療ステイ（レスパイト入院）事業について

１　概要

医療的ケアのある児童について、ベビーシッターや子どもショートステイの利用が困難であることから、児童の家族がレスパイトや出産、その他養育ができない場合には、重症心身障害児等在宅レスパイト事業の利用に限られていた。今回、在宅にとらわれないレスパイトの一環として、区内病院（日本大学病院）と協定を締結し、病院で児童をお預かり（最大６泊７日）する制度を実施することで、保護者の精神的、肉体的負担の軽減を図る。

本事業にかかる利用家族の費用について、入院自体には医療保険を適用するため、レンタル寝間着等実費部分のみの負担で対応ができる。その他医療用消耗品、個室料金、看護師の人件費等は区において負担することとする。また、本事業開始にあたり、児童受け入れにあたって病院側で当初から必要になる物品について補助を行う。

２　開始年月日

令和７年８月１日から、次月利用の申し込み開始

３　利用の流れ

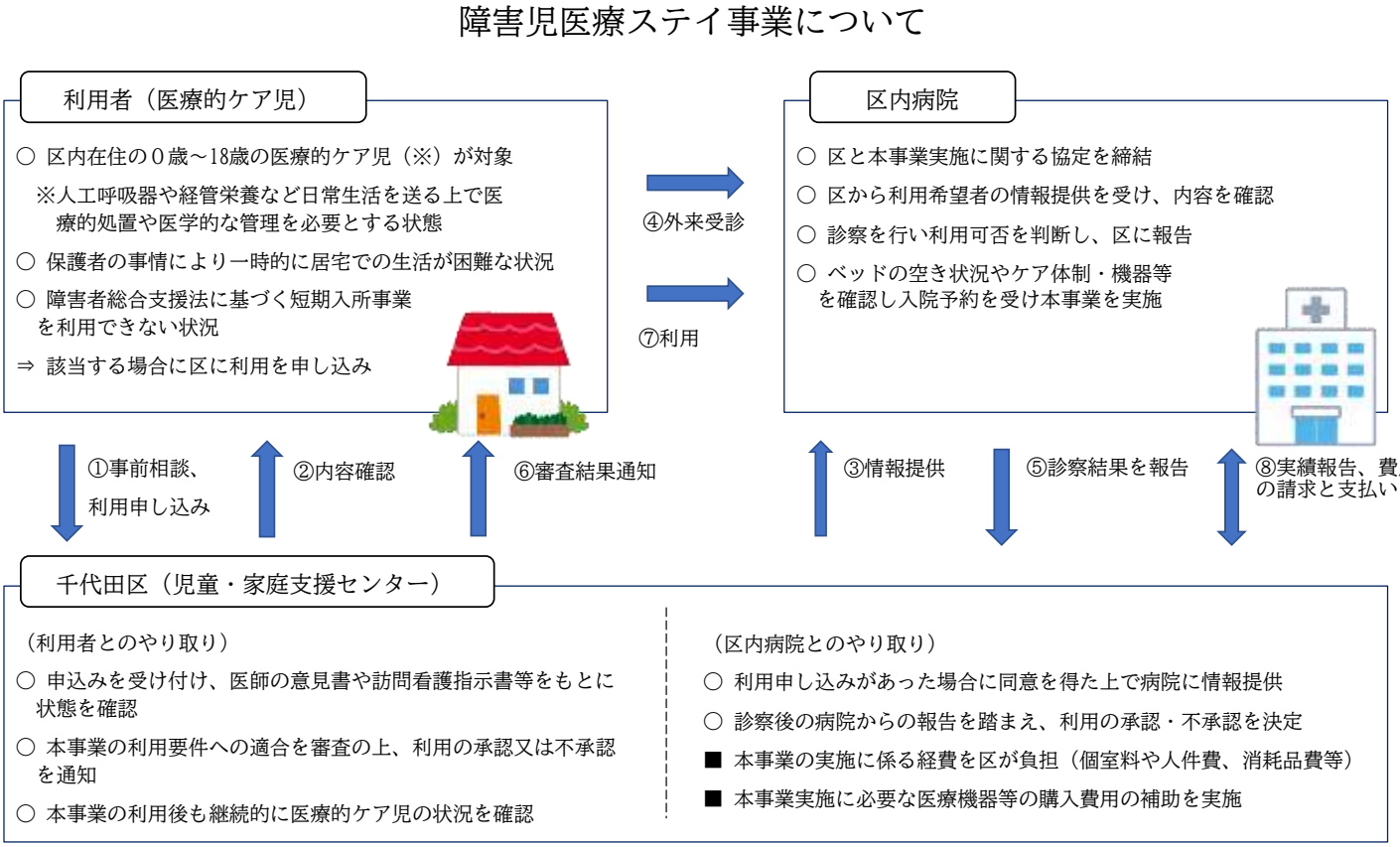

４ 今後のスケジュール（予定）

協定締結および申し込み開始	令和７年８月１日
受け入れ開始	令和７年９月１日

保健福祉部資料１
令和７年７月 28 日

高齢者等住み替え相談支援業務の委託について

１　概要

これまで、千代田区では高齢などを理由に民間賃貸住宅への住み替えが困難な方々を対象に、協力不動産店や地域の相談窓口である高齢者あんしんセンター、相談センターと連携しながら、住まいに関する相談対応などの支援を行ってきた。

しかしながら、福祉的な課題を抱える方が区内で住み替えを希望される場合には、年齢や身体状況に加え、低廉な家賃の物件が少ないという地域特性もあり、住まいの確保が難しい状況にある。

こうした状況を踏まえ、高齢者をはじめとする住宅確保に配慮が必要な方及びその親族・支援者等に対する専門相談員による相談対応に加え、物件情報の提供、内見への同行、契約手続きの補助、入居後の生活支援などの支援サービスに関する業務を居住支援法人に委託することで、住宅確保に配慮が必要な方の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援及び入居後の生活の安定を図る。

２　受託事業者・業務内容

（１）受託事業者

株式会社ホッとスペース東京

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-28-10 ドルミ第二御苑 701

（２）業務内容

ア　住み替え相談支援

専門相談員による面談を行う。住まい探しに関する助言や、希望に基づく物件の調査及び相談者への物件紹介を行う。

イ　不動産店及び物件見学への同行支援

不動産店及び物件見学への同行支援を行い、相談者と不動産店担当者の協議や交渉が円滑に進むよう補助する。

ウ　契約手続き支援等

必要に応じて契約時に不動産店へ同行し、契約手続きが円滑に進むよう補助する。

エ　生活相談支援

成約日から物件引渡しの１か月後までの期間において、相談者が希望する場合には、転居時及び転居後の生活に必要な助言等の支援や、居住支援サービスの紹介を行う。

オ　その他の業務

必要に応じて、高齢者あんしんセンター等の関係機関への情報共有などを行う。

（３）相談窓口開設日

令和７年８月５日（火）

３　周知

区ホームページ、広報千代田に掲載するほか、高齢者あんしんセンター等相談窓口にチラシを配架予定

≪参考：委託事業者選定プロポーザル実施結果について≫

1　委員名簿

委員長	保健福祉部長	清水　章
委員	保健福祉部福祉総務課長	窪田　友紀子
委員	保健福祉部在宅支援課長事務取扱	辰島　健
委員	環境まちづくり部住宅課長	山内　智誠
委員	東洋大学福祉社会デザイン学部　教授	山本　美香

2　選定結果

（1）応募事業者　3社

（2）評価結果

	評価項目	配点	採用事業者	不採用事業者①	不採用事業者②
			得点	得点	得点
組織・担当者評価	業務執行技術力	25	5	0	15
	取組体制	15	5	0	0
	社会貢献度	10	10	10	10
	主任担当者	25	5	5	15
	その他担当者	25	15	5	15
	小計	100	40	20	55
	評価項目	配点	採用事業者	不採用事業者①	不採用事業者②
			得点	得点	得点
提案内容評価	業務実施方針、目的理解	50	50	35	50
	実施体制	75	75	40	70
	業務フロー	75	66	48	64
	企画力･独自性	75	67	48	58
	取組み姿勢･実現性	75	69	46	64
	見積金額の妥当性	25	25	20	25
	個人情報保護	25	25	20	25
	小計	400	377	257	356
合計		500	417	277	411

3　選定事業者・契約期間

提案審査の結果、下記の事業者が委託事業者に選定された。

（1）選定事業者

名　称　株式会社ホッとスペース東京

所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 28 番５号ドルミ第二御苑 701

代表者　代表取締役 貝賀 裕考

（2）契約期間

契約締結日の翌日から令和８年３月 31 日（火）まで

履行状況が良好であると認められた場合、令和８年度、令和９年度も契約を更新する可能性がある。

保健福祉部資料2-1
令和7年7月 28 日

（仮称）神田錦町三丁目施設整備について

1 進捗状況

旧千代田保健所の解体工事は主にBG工事（地中障害物の撤去）を施工中
9月解体工事完了、新規施設工事着工予定

2 住民説明会概要

（1）日　時：令和7年7月6日（日） 午前10時～12時
（2）場　所：ちよだプラットフォームスクウェア5階　505・506会議室
（3）内　容
　①新築工事説明（工事の流れ、車両計画　ほか）
　②質疑応答
（4）参加者：16名
（5）主な質問・意見
　〇解体工事と比べて新築工事時の騒音はどうなるのか
　→解体工事と比較すれば音の軽減はされるが、杭頭処理時は音が大きくなる
　〇工事中、計画地の周囲において、歩行者は通行可能か
　→歩行者は通行可能だが、自転車は下りてもらい誘導する
　〇東西道路について、閉鎖の頻度・時間を教えてほしい
　→内装工事中はほぼ毎日閉鎖し、時間は主に8～10時、13時～15時である
　〇基礎躯体工事と地上躯体工事では月に何回か時間外作業があるのか
　→コンクリートが固まるのに時間を要するため、特に冬場はコンクリート均し工事が時間外に及ぶこともある
　〇コンクリート打設工事の時期はいつ頃になるのか
　→基礎躯体工事の間の工程の中で5～6回打設、地上躯体工事で月に2～4回行う
　〇どのくらいの高さのタワークレーンを使用するのか
　→地上20m程度（初期）、最終的には38m程度まで上がる
　〇工事に関する説明会は今回で終わりか
　→今後の説明会予定はない

3 今後のスケジュール（予定）

（1）令和7年8月　実施設計完了
（2）令和7年9月　解体工事完了・新規施設建設工事着工
（3）令和9年3月　竣工

保健福祉部資料２－２
令和７年７月２８日

（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事

新築工事説明会

2025年7月6日（日）10：00～
スターツＣＡＭ株式会社

1　建築概要

【工 事 名】（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事

【工事場所】東京都千代田区神田錦町三丁目10番地
【事 業 主】千代田区
【施　　工】スターツＣＡＭ株式会社
【設　　計】リンテック株式会社
【工　　期】着工　2025年 9月16日　（予定）
　　竣工　2027年 3月17日　（予定）
【建築概要】鉄筋コンクリート造　免震構造
【階　　数】地上8階
【建物高さ】28.21ｍ（塔屋部分込み：31.69ｍ ）
【建築面積】591.94㎡
【延床面積】4135.38㎡（屋内部分：3858.07㎡）
【主な用途】障害者支援施設、高齢者施設、地域交流機能等
【現場担当】スターツＣＡＭ株式会社
　　現場代理人（現場所長）　溝上　正昌
　　（現場副所長）増田　有哉

２　工事の流れ

（１）工事工程表

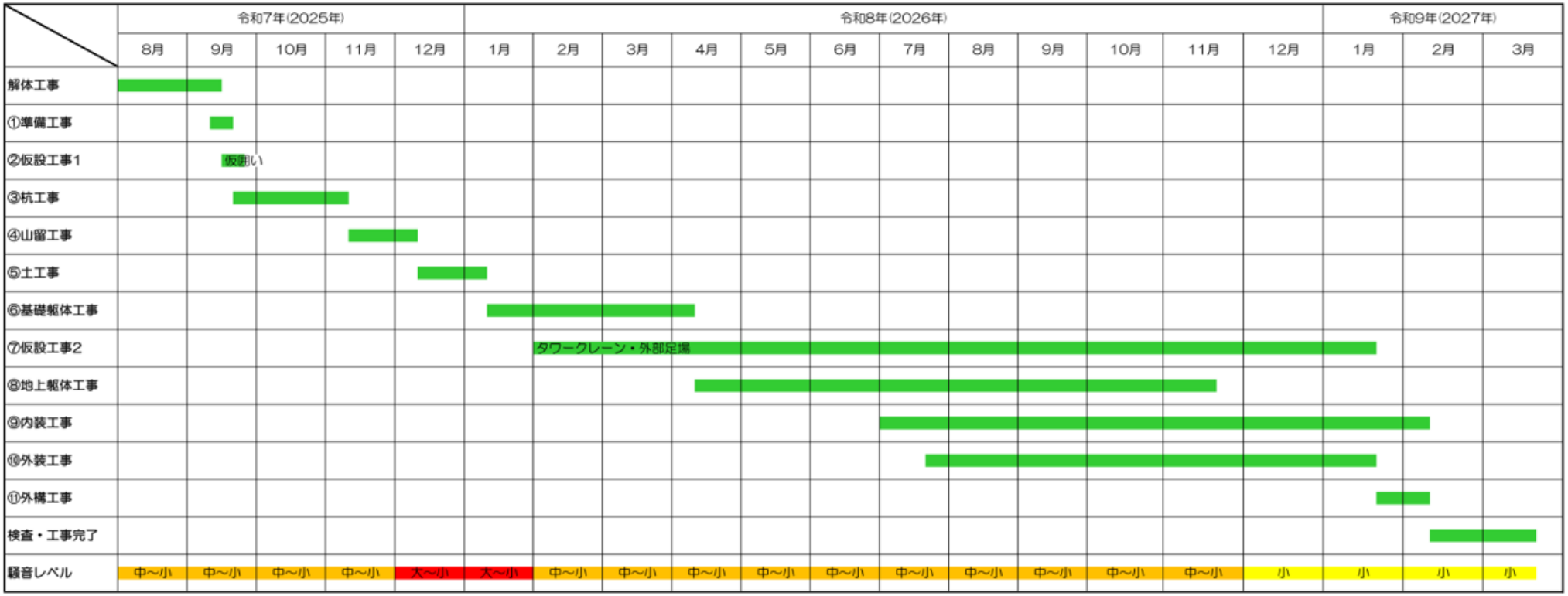

（２）主な工事の流れ

①準備工事
- 解体工事から新築工事への切り替えにあたり、新築工事用の地盤整地・鉄板敷きや仮囲い準備などを行います。
- 家屋調査として解体工事による影響の有無を調査をします。

②仮設工事１（仮囲い）
- 隣地への安全対策及び関係者以外の立ち入り防止策として高さ3mの仮囲いを設置します。
- 騒音振動計を設置します。
- 搬入口として、パネル付きゲートを設置します。

仮囲い(イメージ写真)

工事用ゲート(イメージ写真)

騒音振動計(イメージ写真)

③杭工事

・建物を支えるために杭を打ち込みます。杭打機(重機)組立後、掘削用ドリルで穴を掘り、鉄筋を挿入し、コンクリートにて固めます。

・掘削により出た残土を場外へ搬出します。

杭打機(イメージ写真)

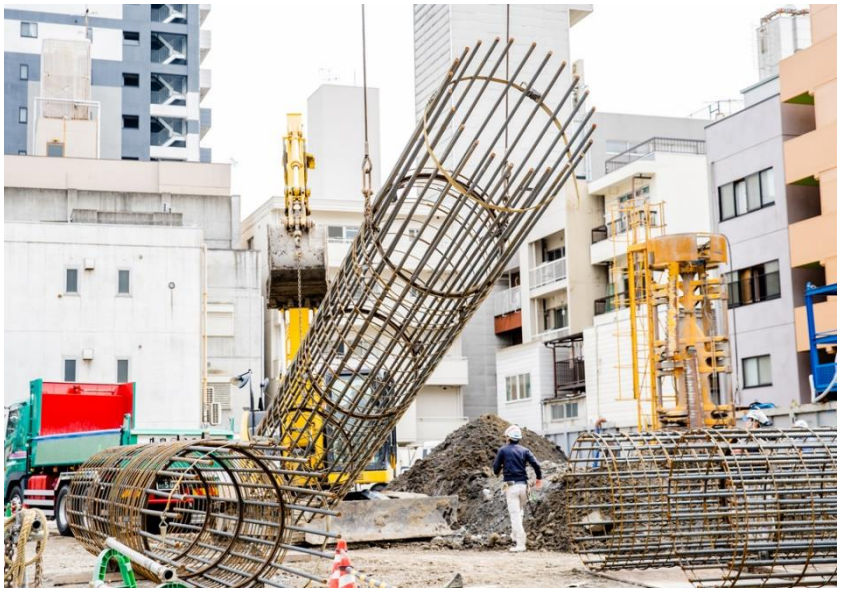

杭鉄筋(イメージ写真)

④山留(やまどめ)工事

・地盤掘削時の崩落、掘削周辺の地盤沈下などを防止するために重機を使用し、シートパイル（鉄製の板状のもの）を打ち込みます。

・山留工事を補強する切梁(きりばり)工事を行います。

山留(イメージ写真)

切梁(イメージ写真)

⑤土工事

・建物の基礎を施工するために土を掘削します。

・掘削で出た残土はダンプに積み込み、場外へ搬出します。

・杭工事時の不要なコンクリートを壊す杭頭(くいとう)処理という工事を行います。

土工事(イメージ写真)

杭頭処理(イメージ写真)

杭頭処理(イメージ写真)

⑥基礎躯体工事

・建物の基礎をつくります。基礎の配筋を組み立て後、
コンクリートを流し込む為の型枠を組み立て、コンクリートを打設します。

・コンクリートの均(なら)し工事にて表面を平滑にします。

・免震装置のセットを行います。

コンクリート打設(イメージ写真)

コンクリート均し(イメージ写真)

免震装置セット(イメージ写真)

⑦仮設工事２（タワークレーン・外部足場）
・資材を吊り上げるためのタワークレーンを組み立てます。
・外部足場を組み立てます。
・外部足場にはメッシュシートを貼り、飛散物の拡散防止のため養生を行います。

⑧地上躯体工事
・鉄筋を組み立て後、型枠を組み立てコンクリートを打設します。

タワークレーン(イメージ写真)

外部足場(イメージ写真)

型枠・鉄筋(イメージ写真)

⑨内装工事
・躯体工事完了後、建物内の間仕切りや室内の壁・天井及び床の仕上げ工事を行います。

⑩外装工事
・躯体工事完了後、外部の窓や扉を取り付け、外壁の仕上げ工事を行います。また、屋上の防水工事を行います。

⑪外構工事
・建物外周の緑地の整備や床の仕上げ工事を行います。
・境界付近や道路を使用する作業においては、近隣住民や歩行者の安全を最優先に考え、誘導員を配置します。

３　車両計画

（１）工事車両の運行計画

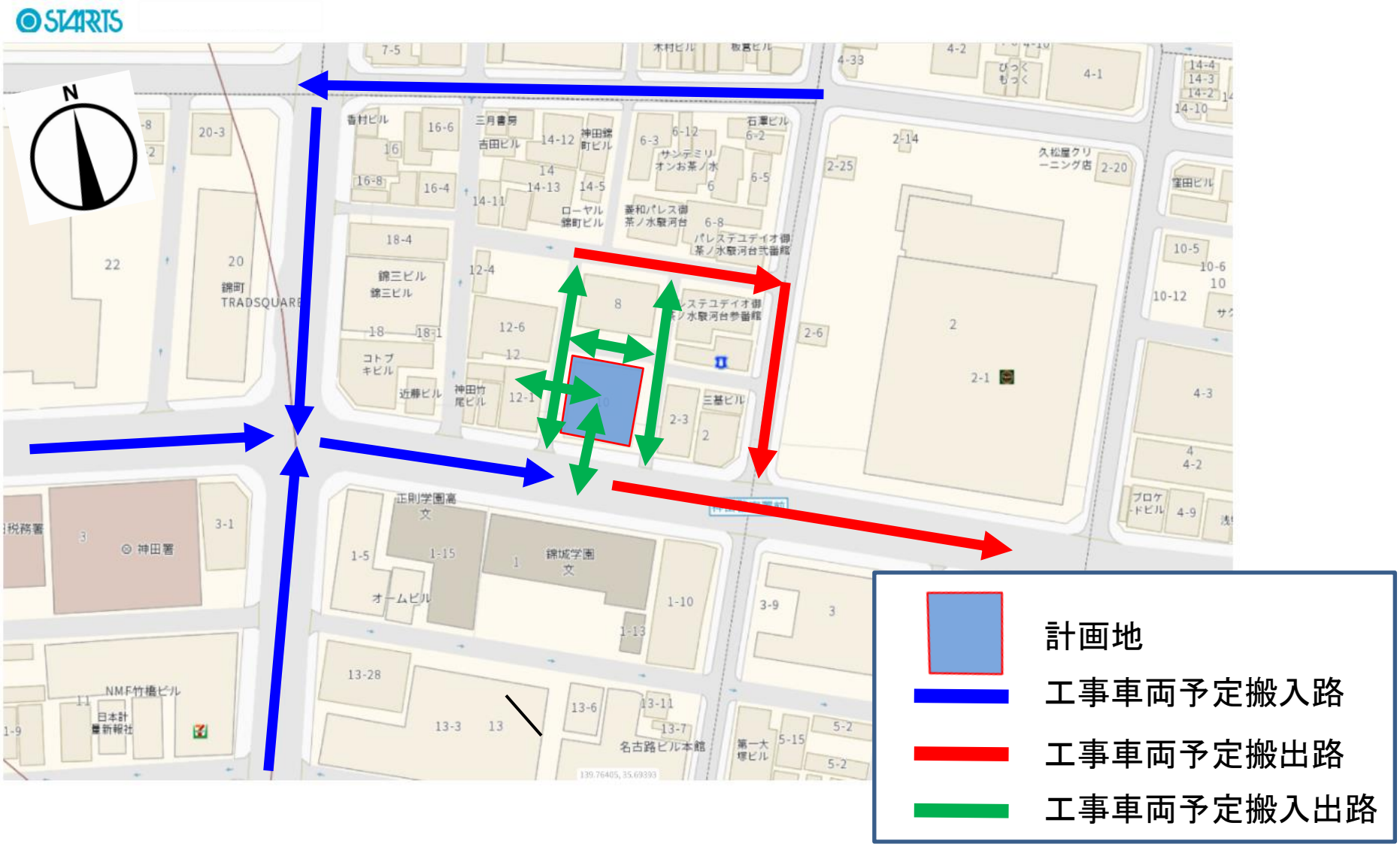

（２）主な工事車両（参考写真）

すべての工期を通じて、写真のような工事車両が適宜、出入りをします。
コンクリート打設作業時には、大型ミキサー車が1日当たり約50～60台程度出入りします。

大型ダンプ

大型トラック

中型トラック

大型ミキサー車

小型トラック

（３）資材の搬入・搬出時の車両配置

・新築工事中、南面・東面・西面の道路に搬入車両が一時的に停車し、資材の搬入出を行います。
（北面では車両停車しての搬入出は行いません）
・搬入出中は、南面は歩行者の迂回通路を設置し、東面・西面は車両通行止めとなるため、誘導員を配置します。
・重い資材などは、タワークレーンで吊り上げて運び、軽い資材などは、工事用エレベーターを使用して運びます。

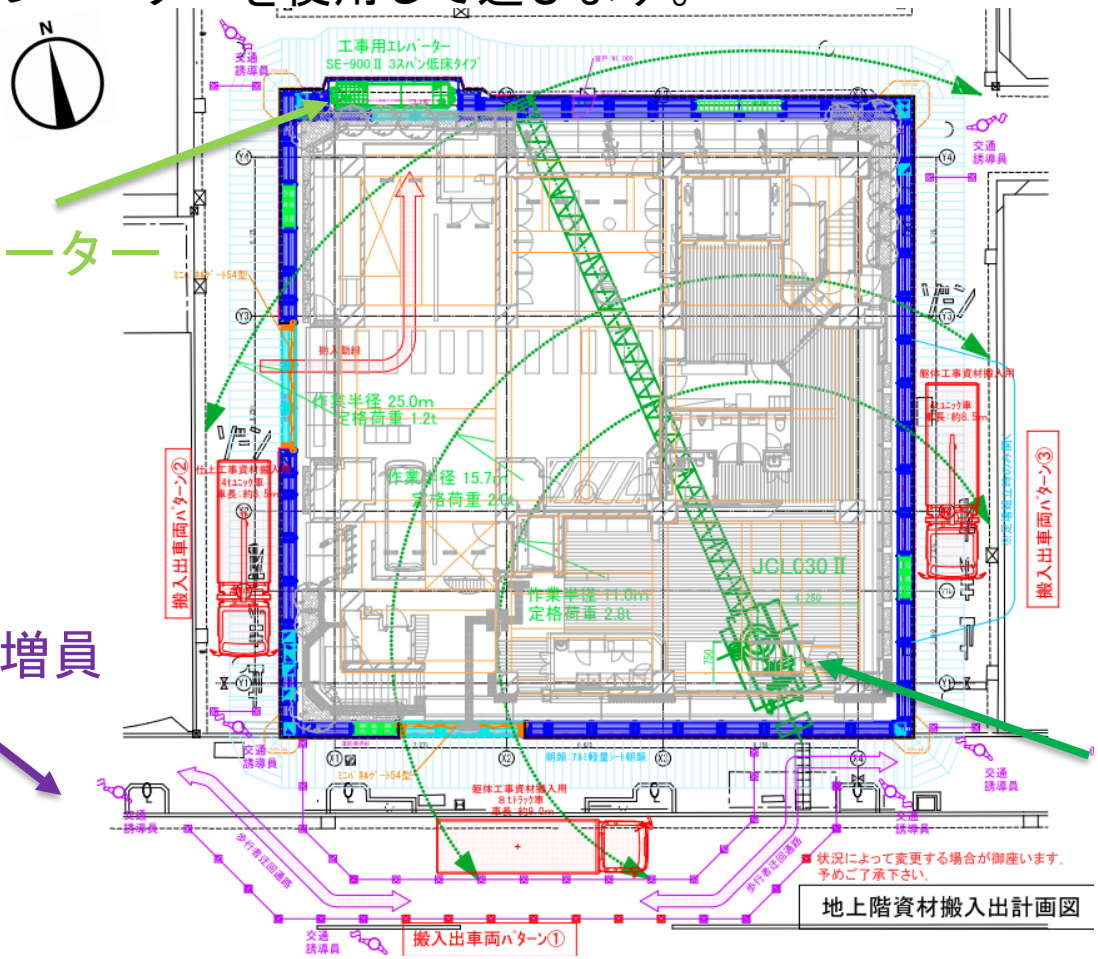

工事用エレベーター

誘導員を
作業に応じて増員

搬入出車両（赤色）

タワークレーン
旋回範囲を⇔で示す

（４）コンクリート打設時の車両配置

・新築工事中、コンクリートの打設作業を行う際には、南面・西面の道路において、大型ミキサー車が出入りし、ポンプ車が所定の位置へ停車します。
・このとき、南面は歩行者の迂回通路を設置し、西面は車両通行止めとなるため、誘導員を配置します。具体的な作業日は、事前にお知らせします。

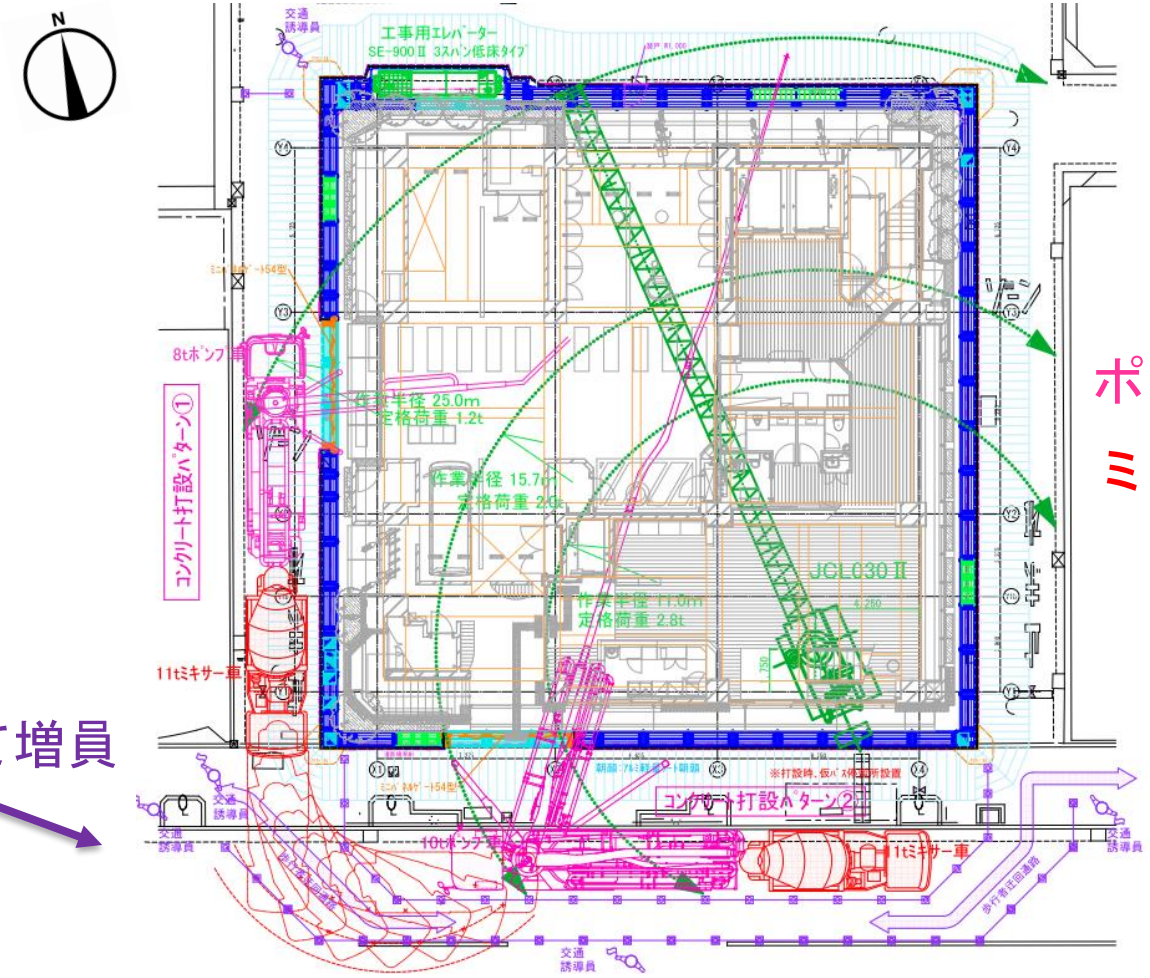

ポンプ車（ピンク色）

ミキサー車（赤色）

誘導員を
作業に応じて増員

４　工事に際してお約束する事項

（１）作業日時について

・作業日時は、原則月曜日～土曜日の7:30～18:30とします。
　※おおむね7:30～8:00と18:00～18:30の時間帯は、作業の準備・点検・
　　後片付け・清掃を行います。
・日曜日・祝日は、原則として作業を行いません。

・コンクリートの打設作業時は、仕上げ均し工事という、コンクリートの
　表面をなめらかに整える工事までを同日中に完了させる必要があるため、
　月曜日～土曜日の18:30以降も作業を行う可能性があります。
　このほか、やむを得ず月曜日～土曜日の7:30～18:30以外に作業する場合、
　または日曜日・祝日に作業をする場合は、事前にお知らせします。
　※災害時の緊急対応作業は除きます。

（２）粉塵対策について

・建設現場敷地内の搬入車両動線は鉄板養生を行います。
・砂ほこりの飛散低減のために、散水を徹底します。
・建設現場に仮囲いを設置し、車両や人の出入りがある時のみ、搬入口を開放します。

（３）騒音・振動対策について

・工事車両は場内外でアイドリングストップを徹底します。
・杭頭処理時は、処理箇所を防音シートで囲って騒音を軽減します。

（４）現場の作業環境対策について

・作業員の休憩所及び仮設トイレは場内に設置します。

（５）安全対策について

・工事用出入口使用時は誘導員を配置し歩行者・自転車の通行を優先します。

・所轄警察他、関係各所と協議し、交通安全対策を講じます。

（６）法令遵守

・工事にあたっては各種法令等を遵守します。

（７）工事に関するお問い合わせ先について

・神田小川町に建設現場事務所を設置しました。

・工事期間中、お困りのことなどありましたら
スターツＣＡＭ株式会社（TEL：03-6895-7701）もしくは、
現場事務所（TEL：03-5843-9138）までお知らせください。
※土日・夜間（18:00～9:00）は エスティメンテナンス株式会社 アクセス24
（TEL：03-6684-0305）にご連絡ください。担当から折り返しご連絡いたします。

説明は以上で終了です。
ご清聴ありがとうございました。

保健福祉部資料３
令和７年７月 28 日

高齢者食事支援サービスの食事提供停止に伴う対応

１　サービスの概要

目　　的：65 歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事（昼・夕食）の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。

対 象 者：区内在住の 65 歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみ世帯などで、食事の準備や調理・購入などが困難な方

契約業者：３社

２　経緯

７月９日（水）

10 時過ぎ受託事業者の桜フーズより在宅支援課に入電

□ ７月８日（火）足立区内のデイサービスに弁当を提供したところデイサービス利用者がおう吐・下痢等の症状を呈しているとの連絡があった。

□ 店舗を管轄する文京保健所に「本日の弁当提供を行ってよいか」相談したところ、一連の調査が終了するまで提供を停止するよう指示があったため、食事支援サービス業務ができなくなった。このため、９日以降は他事業者の弁当を調達し対応。

同日午前、生活衛生課に東京都から当該事業者の提供した弁当を喫食した人から体調不良を訴える旨連絡が入る。

在宅支援課と生活衛生課とで連携し、サービス利用者で体調不良を訴えた方の確認を開始。当日の利用者 18 名のうち、３名が体調不良を訴えたことを確認。

文京保健所が調査を開始。

７月 17 日（木）

文京保健所は 17 日から３日間の営業停止処分とすることを発表

３　今回の事案を受けて

作業場所の状況等について衛生面で十分な対応が図られているか丁寧に確認し、高齢者に安全な食事の提供が確保できるように取り組む。

保健福祉部資料４
令和７年７月 28 日

千代田区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

１　改定の背景と趣旨

新型コロナウイルス感染症対応において積み重ねてきた知見・経験を活かし、その対策を具体化するため、平成 26 年に策定した「千代田区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「区行動計画」という。)」を改定する。

改定にあたっては、令和６年７月の国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）の改定内容及び令和７年５月の東京都の新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）の改定内容と整合性をとりながら改定を行うこととする。

２　計画の目的

（１）　新型インフルエンザ等の感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護
（２）　区民生活及び区民経済に及ぼす影響の最小化

３　計画期間（改定計画の施行時期）

令和８年４月１日から

今後の新型インフルエンザ等の発生状況や、政府行動計画及び都行動計画の改定を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

４　主な内容

（１）　発生段階の考え方
（２）　各対策項目の考え方及び取組
（３）　区政機能を維持するための区の危機管理体制
（４）　対策推進のための関係機関の役割分担

５　改正のポイント

（１）　当初計画策定以来初の大幅な改定

令和６年７月の政府行動計画の改定、令和７年５月の都行動計画の改定を受け、区行動計画としても策定以来初の大幅改定を行う。

（２）　発生段階の考え方

全体を３期（準備期、初動期、対応期）に分割。特に準備期の取組の記述を充実。

（３）　対策項目の拡充

新型コロナウイルス対応で課題となった項目を中心に、項目を独立させ、８項目から 13 項目に拡充し、各取組の事項をきめ細やかに記述する。

６　スケジュール

時　期	内　容
令和７年　７月から９月まで	関係所管との協議、計画（素案）の作成
10 月	新型インフルエンザ等対策医療連携会議
令和８年　２月	パブリックコメント実施
３月	計画策定